

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		意見書交付申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市火災予防規程第 4 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 25 年 6 月 20 日消訓令第 2 号
関 係 条 項		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条第 1 項、第 8 条
所 管 課 係 名		予防課指導係
審 査 基 準	基 準	(意見書の交付) 第 4 条 消防長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。)第 3 条第 1 項の規定による販売事業の許可申請書又は同法第 8 条の規定による販売施設変更許可申請書に添付する意見書交付申請書(別記様式第 1 号)を受理したときは、書類審査及び調査を行い、意見書(別記様式第 2 号)に必要な事項を記載し、交付するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		消防法令適合通知書交付申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市火災予防規程第 4 条第 3 項
法令(例規)番号		平成 25 年 6 月 20 日消訓令第 2 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		予防課指導係
審 査 基 準	基 準	旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条の規定による営業の許可、同法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 28 号)第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出、国際観光ホテル整備法(昭和 24 年法律第 279 号)第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録、第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 3 条の規定による営業許可、第 9 条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出、財団法人国民旅館指導センターの行う国民旅館の指定等を行う場合に添付する消防法令適合通知書交付申請書(別記様式第 3 号)を受理したときは、査察等の調査を行い、消防法令適合通知書(別記様式第 4 号)に必要な事項を記載し、交付するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		消防用設備等基準適用除外申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市火災予防規程第 12 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 25 年 6 月 20 日消訓令第 2 号
関 係 条 項		消防法施行令第 32 条
所 管 課 係 名		予防課指導係
審 査 基 準	基 準	消防長は、防火対象物等の所有者、管理者又は占有者(以下「関係者」という。)から消防用設備等基準適用除外申請書(別記様式第 10 号)により政令第 32 条の規定の適用について申請を受けたときは、審査を行うものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		危険物製造所等許可書又はタンク検査済証の再交付申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市危険物の規制に関する規則第 8 条
法令(例規)番号		平成 26 年 9 月 1 日規則第 34 号
関 係 条 項		府令第 6 条の 4 第 2 項、美唄市危険物の規制に関する規則第 3 条
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	美唄市危険物の規制に関する規則第 3 条の規定による危険物製造所等設置（変更）許可書又は府令第 6 条の 4 第 2 項によるタンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、市長にその再交付を申請することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		火入れ許可申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市火入れに関する条例第 2 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 59 年 6 月 29 日条例第 12 号
関 係 条 項		同条例第 3 条、森林法第 21 条第 1 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	第 2 条第 1 項 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 5 日前までに、火入許可申請書（様式第 1 号）2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取り図 (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し 第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号にすべて該当する場合でなければ許可をしてはならない。 1 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。 2 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		（関係条項）森林法第 21 条第 2 項、第 3 項、第 22 条、第 23 条、同法施行令第 3 条の 2、同法施行規則第 47 条 （参考事項）昭和 59 年林野保第 17 号農林水産事務次官通達、昭和 59 年林野保第 19 号林野庁長官通達

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		基準の特例認定申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市危険物の規制に関する規則第 11 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 26 年 9 月 1 日規則第 34 号
関 係 条 項		危険物の規制に関する政令第 23 条
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	政令第 23 条の規定に基づき、製造所等の位置、構造及び設備基準の特例(製造所等について政令第 3 章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準を適用しないことをいう。)の認定を受けようとする者は、基準の特例認定申請書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		地下貯蔵タンクの休止に伴う特例認定申請（基準適合期限延長）
根拠法令(例規)及び条項		美唄市危険物の規制に関する規則第 12 条第 4 項
法令(例規)番号		平成 26 年 9 月 1 日規則第 34 号
関 係 条 項		危険物の規制に関する政令第 23 条、府令第 23 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 23 条の 3 第 1 号、美唄市危険物の規制に関する規則第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
所 管 課 係 名		予防課予防係
審 査 基 準	基 準	前項の確認ができる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 1 危険物を除去する措置が講じられていること。 2 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		手数料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市消防手数料徴収条例第 6 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 11 年 12 月 17 日条例第 31 号
関 係 条 項		同条例第 3 条～第 5 条
所 管 課 係 名		総務課庶務係
審 査 基 準	基 準	(手数料の免除) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を免除することができる。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づき保護を受けている者 (2) その他市長が特にその必要があると認めたもの
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		美唄市コミュニティー消防センター使用許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市コミュニティー消防センター設置条例第 4 条
法令(例規)番号		
関 係 条 項		同条例第 3 条
所 管 課 係 名		総務課消防係
審 査 基 準	基 準	※ 許可できるもの 1 条例第 3 条第 1 号から第 3 号に該当するもの 2 町内会等各種公共団体が行う諸会合 3 他に使用する場所がなく、緊急性が強く認められるもの ※ 許可できないもの 1 飲食行為を主とする目的のもの 2 告別式等に使用するもの 3 営利を目的とした物品の販売を目的とするもの 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの 5 その他コミュニティー消防センターの設置目的に照らし不適當と認められるもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		